

- 2 スポーツ安全保険の加入手続きは、入会後に可能な限り迅速に行うが、特に体験入会等でスポーツ安全保険の加入手続き前に怪我や事故等が発生した場合は、自己責任として、役員、有資格指導者、コーチングスタッフはそれ以上の責任を負わない。
- 3 活動中に、会員等に怪我や事故等が発生した場合には必要な応急処置を行う。また加入するスポーツ安全保険の適用内での対応をするが、役員、有資格指導者、コーチングスタッフはそれ以上の責任を負わない。
- 4 送迎中に不慮の事故が発生した場合、役員、有資格指導者、コーチングスタッフはその責任を追及されない。また加入するスポーツ安全保険の適用内での対応をするが、役員、有資格指導者、コーチングスタッフは、それ以上の責任を負わない。
- 5 送迎において他人の車両に会員等が同乗した際に不慮の事故があった場合、運転者（及びその家族）ならびに役員、有資格指導者、コーチングスタッフは、その責任を追及されない。また、加入するスポーツ安全保険の適用内での対応をするが、役員、有資格指導者、コーチングスタッフは、それ以上の責任を負わない。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第24条 本クラブの規約を変更しようとするときは、総会において承認を得なければならない。

（解散）

第25条 本クラブの解散は、総会において承認を得なければならない。

第8章 個人情報の保護

第26条 本クラブが保有する個人情報は、紛失、漏洩等が発生しないよう厳重に管理し、本クラブ活動運営の目的以外では使用しない。

第27条 報道機関等からの取材を受ける場合は、保護者・本人の同意を確認しなければならない。

第28条 役員、有資格指導者、コーチングスタッフは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退任後も同様とする。

第9章 細則

（細則）

第29条 本規約に定めのない事項及び運営上の必要事項は、役員の指示により細則等を定めることができる。

附則1 本規約は、令和6年11月17日より施行する。

附則2 本規約は、令和8年4月1日より施行する。（会費の改訂）

附則3 本規約は、令和8年5月10日より施行する。（条文内容の改定）